

坂戸市空き家等除却費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家等の除却を行う者に対し、空き家等の除却に要する経費の一部を補助することにより、空き家等の解消を図り、もって良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「空き家等」とは、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 補助金の交付の申請時に居住その他の使用がなされていないことが常態である住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる一戸建ての住宅であって当該用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）及び長屋であること。
- (2) 特定空き家等（空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空き家をいう。）でないこと。

(補助対象物件)

第3条 補助金の交付の対象となる空き家等（以下「補助対象物件」という。）は、次に掲げる要件を満たす空き家等とする。

- (1) 公共事業による移転、建替え等の補償の対象となっていないこと。
- (2) 次条に規定する補助対象者又はその親族が居住の用に供していたこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、法人及び不動産業者を除く補助対象物件の所有者又は相続人（第8条第5号において「所有者等」という。）であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者（坂戸市暴力団排除条例（平成24年坂戸市条例第29号）第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。）でないこと。
- (3) 補助対象者以外に当該補助対象物件の所有権その他の権利を有する者（以下この号において「共有者等」という。）がある場合にあっては、

当該補助対象物件の除却の措置について、全ての共有者等の同意を得ていること。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）

は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 敷地内の補助対象物件全てを除却する工事であること。
- (2) 補助対象者が請負契約を締結する工事であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者（第8条第2号において「建設業者」という。）又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けた者（同号において「解体工事業業者」という。）が請け負う工事であること。
- (4) 第9条の規定による補助金交付決定通知の日から起算して2か月を経過する日までに完了する工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 第9条の規定による補助金交付決定通知の日前に着手した工事
- (2) 他の同種の補助金等の交付を受けて行う工事
- (3) 暴力団員又は暴力団関係者が関与する工事
- (4) その他市長が適当でないと認める工事

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象物件の除却並びに除却に係る廃材等の運搬及び処分に要する費用（家財道具、機械、車両等及び地下埋設物（浄化槽等の設備を含む。）の運搬及び処分に要する費用を除く。次条において「補助対象経費」という。）とする。

(補助金の額等)

第7条 助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 空き家等（次号に規定する管理不全空家等を除く。） 10万円（市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人が補助対象工事を行う場

合にあっては、30万円)

(2) 管理不全空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。次条第10号において同じ。）

20万円（市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人が補助対象工事を行う場合にあっては、40万円）

2 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、坂戸市空き家等除却費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事に要する費用の見積書の写し

(2) 建設業者が建設業法第3条第1項の許可を受けたことを証する書類の写し又は解体工事業者が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条第1項の規定による登録を受けたことを証する書類の写し

(3) 位置図

(4) 現況写真

(5) 所有者等であることを証する書類

(6) 所有権以外の権利の設定がある場合は、当該権利を有する者の同意書

(7) 補助対象物件が複数の者の共有である場合は、全ての共有者の同意書

(7) 補助対象物件が複数の者の共有である場合は、全ての共有者の同意書

(8) 住民票の写し

(9) 補助対象者又はその親族が補助対象物件を居住の用に供していたことを証する書類

(10) 補助金の交付の申請時に居住その他の使用がなされていないことが常態であることを証する書類（管理不全空家等にあっては、管理不全空家等に認定されていることを証する書類の写し）

(11) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、坂戸市空き家等除却費補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更承認申請等）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、坂戸市空き家等除却工事変更承認申請書（様式第3号）に第8条各号に掲げる書類のうち必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、承認を決定したときは、坂戸市空き家等除却工事変更承認通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 交付決定者は、補助対象工事を取りやめるときは、坂戸市空き家等除却工事取りやめ届（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第11条 交付決定者は、補助対象工事完了後1か月以内又は当該年度終了の日のいずれか早い日までに、坂戸市空き家等除却工事完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の請負契約書の写し
- (2) 補助対象工事に要した費用の領収書の写し
- (3) 除却前及び除却後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による完了報告書の提出があったときは、その内容を確認し、必要に応じて現地を調査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、坂戸市空き家等除却費補助金確定通知書（様式第7号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 前条の規定による補助金確定通知を受けた交付決定者は、速やかに坂戸市空き家等除却費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第14条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金については、その全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。